



2021年5月27日

各位

会社名	大崎電気工業株式会社
代表者名	取締役会長 渡辺 佳英
コード番号	6644 東証第1部
問合せ先	取締役専務執行役員 管理本部長 根本 和郎 (TEL. 03-3443-9131)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しました。これに伴い、当社の社外取締役を除く取締役については、本制度に関する議案を2021年6月25日開催予定の第107回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）及び取締役を兼務しない執行役員（以下、対象取締役とあわせて「対象取締役等」といいます。）を対象に、中長期的な業績向上へのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、2006年6月29日開催の第92回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認をいただいております。また金銭による報酬額とは別枠で、2009年6月26日開催の第95回定時株主総会において、対象取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして付与する新株予約権に関する報酬額は年額1億円以内とご承認いただいております。本株主総会では、上記の株式報酬型ストックオプション制度に代え、本制度を新たに導入し、上記の報酬枠とは別枠で、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

本株主総会において本制度に係る議案が承認可決されることを条件に、従来の株式報酬型ストックオプション制度は廃止することとし、今後、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わない予定です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年100,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。なお、各対象取締役等への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を踏まえ取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

（ご参考）

譲渡制限付株式の付与が困難な非居住者である対象取締役等に対しては、これに代えて、譲渡制限付株式と同じ経済的価値である当社株価等に連動した金銭報酬（ファントムストック）を付与いたします。

以 上